

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

- 議題
 1. 通達事項（別紙）
 2. 学内委員会委員等の委嘱について（総B1号）
 3. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
 4. 東京大学とチリ・カトリック大学との全学学術交流協定の更新について（教B4号）
 5. 東京大学とローマ大学「ラ・サピエンツァ」との全学学術交流協定の更新について（教B5号）
 6. 東京大学とサンパウロ大学との全学学術交流協定の更新について（教B6号）
 7. 東京大学と北京大学との全学学術交流協定の更新について（教B7号）
 8. 東京大学大学院人文社会系研究科・大学院総合文化研究科と北京大学哲学系宗教学系との部局間学生交流覚書の更新について（教B8号）
- 報告事項
 1. 寄附金・学術指導の受入について（研B2号）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

- 報告事項
 1. 総務委員会報告
 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B2号）
 3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告（総B3号）（総B4号）
 4. 各委員会報告（経B1号）（教B1号）「防災訓練」「高校生と大学生のための金曜特別講座」
 5. 国際卓越研究大学の申請について
 6. 令和6年度有形固定資産の実査について（経B2号）
 7. 研究費使用ハンドブック（研B3号）
 8. 令和6年度研究倫理セミナー（研B4号）
 9. バフワーン会長寄付建物におけるタスクフォースの設置について
 10. 研究費不正使用の注意喚起（研B5号）
 11. その他
 - ・ホームカミングデイについて
 - ・10月17日の拡大教授会・教授会について
 - ・役職者の交代等について（総B5号）
- 議題
 1. 教員人事（別紙）
 2. 東京大学とデリー大学との全学学術交流協定の更新について（教B2号）
 3. 東京大学大学院人文社会系研究科・大学院総合文化研究科とデリー大学文学部・社会科学部との部局間学生交流覚書の締結について（教B3号）
- 教員人事の内容

講 師	提 案	1 件	
准 教 授	提 案	2 件	
教 授	提 案	2 件	計 5 件

（参考）2024年9月5日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

- 報告事項
 1. 総務委員会報告
 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）
- 議題
 1. 教員人事（別紙）

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会 ・ 2024 年度教育支援経費配分について (経B 1号)

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会 ・ 令和6年度教養学部卒業生数 (令和6年8月31日付) について (教B 1号)

建設委員会

環境委員会

防災委員会

・ 2024 年度防災訓練について

その他の

社会連携委員会

・ 2024 年度 A セメスター「高校生と大学生のための金曜特別講座」 について

総務委員会議事要旨（案）

日 時：2024年9月5日（木） 13:15～13:54

場 所：Zoom会議

出席者：52名

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

○ 報告

1. 教員の休職について

研究科長から、教員の休職について報告があった。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

○ 議題

1. 教員人事

○ 教員人事の内容

講	師	提	案	1件
		報	告	1件
准	教	報	告	1件
教	授	提	案	4件
		報	告	2件

計9件

以上

学内委員会委員等の委嘱について

・委嘱事項 2件

2024. 9. 19

	委員会名	旧委員	新委員	規則上の任期	新委員の任期
1	国際戦略企画室委員会	_____	きはらんど あい キハラハント 愛 教授	自 2024.10. 1 至 2026. 9.30	自 2024.10. 1 至 2026. 9.30
2	医学系研究科・医学部倫理委員会	_____	すずき たかゆき 鈴木 貴之 教授	自 2024. 9. 1 至 2026. 3.31	自 2024. 9. 1 至 2026. 3.31

受託研究の受入について

2024年度

2024年9月19日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
4	教授	植田 一博	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	人の関係性と発話表現・文脈依存度の認知科学研究	2,594,800	変更契約 変更後総額: 14,944,800円
5	教授	澤井 哲	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	細胞動態スペクトラムから紐解く多細胞秩序の創発規則	3,900,000	変更契約 変更後総額: 51,883,000円
8	教授	若本 祐一	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(CREST)	ライブセルオミクスと細胞系譜解析によるパーシスタンスの理解と制御	3,250,000	変更契約 変更後総額: 24,505,000円
63	准教授	野口 篤史	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	研究成果展開事業 共創の場形成支援(共創の場形成支援プログラム)	量子ソフトウェアとHPC・シミュレーション技術の共創によるサステナブルAI研究拠点に関する東京大学による研究開発	1,518,000	・理学系研究科より学内配分
64	教授	川島 真	国際社会	公益財団法人笹川平和財団	-	中国外交史研究者ネットワークの形成	1,300,000	

共同研究の受入について

2024年度

2024年9月19日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
5	教授	甘蔗 寂樹	国際環境学 教育機構	公益財団法人たばこ総合研 究センター	嗜好品と目的——依存症との関連 から考える	2023.9.1～2025.3.31	390,000	変更契約 変更後総額: 2,990,000円
44	教授	甘蔗 寂樹	国際環境学 教育機構	ダイキン工業株式会社	ソフトセンシングによる空気環境測 定技術開発、空調連携制御の開発	2024.4.1～2025.3.31	22,100,000	
45	教授	館 知宏	広域システム	株式会社竹中工務店	折り紙工学を用いたインフレータ ブルな膜構造体の研究	2024.7.1～2025.12.31	1,100,000	
46	准教授	野本 貴大	生命環境	味の素株式会社	高機能化抗体医薬の開発	2024.4.1～2025.3.31	0	
47	助教	本多 智	相関基礎	株式会社資生堂	美容商材用光応答性高分子材料 の合成と物性評価	2024.9.1～2025.2.28	3,800,000	
48	准教授	林 克彦	言語情報	日本電気株式会社	Vision & Languageに関する研究	2024.8.13～2025.2.19	660,000	
49	特任講師	山岡 あゆち	教養教育 高度化機構	PwCアドバイザリー合同会 社	現代日本経済エコシステムから捉 えるビジネス構築のための教育モ デルとその実証	2024.9.1～2025.3.31	1,000,000	

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2024/6/5

担当部局：総合文化研究科

1.相手大学(機関)				
名称	日本語	チリ・カトリック大学		
	英語	Pontifical Catholic University of Chile		
	当該国語 ※任意	Pontificia Universidad Católica de Chile		
地域/国名	中南米	チリ		
設立年	1888	年設立		
設置形態	私立			
URL	https://www.uc.cl/en			
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数:18 学生数:33,025人 (うち学部生 27,895人) 教員数:3,593人			
相手国内における大学(機関)としての評価	チリ・カトリック大学は、私立大学としてチリで最も伝統と権威のある大学として知られており、学術研究の多くの分野で中心的な役割を果たしている。			
その他 (特色等があれば記入)				
2.協定の内容				
今回更新を希望する協定等の種類、名称等				
協定の種類:	全学協定			
協定名(英語):	AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND THE PONTIFICIA UNIVERSIDAD CATÓLICA DE CHILE			
協定名 (英語以外):				
関係部局名:	理学系研究科、東洋文化研究所、工学系研究科			
同時更新を希望する覚書の種類、名称等				
覚書の種類:	▼リストから選択			
覚書名(英語):				
覚書名 (英語以外):				
関係部局名:				
交流分野				
相互に関心のある分野				
交流内容(該当するものに○)				
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○	
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○	
職員交流	○	その他		→()
単位互換				
ダブル・ディグリー		→取得できる子位の種類:		
ジョイント・ディグリー		→取得できる子位の種類:		
共同研究	○			
受入に伴う奨学金支給				
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期:[学部・大学院生])		
3.更新理由				
チリ・カトリック大学と本学との間では後述のように多くの交流実績を有する。今後も引き続き一層活発な研究交流を行う予定であり、本協定の継続はその円滑な遂行に不可欠である。				

4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)

【共同研究】

- 1998年にスタートした東京大学アタカマ天文台(TAO)計画において、チリ・アタカマ砂漠のチャナントール山(標高5640m)に望遠鏡サイトを建設するため、チリ・カトリック大学の教員と本学理学系研究科、工学系研究科の教員らが協力し、学生も開発に参加した。2024年にTAO望遠鏡サイトのエンクロージャを含めた山頂施設が完成したことを受け、同年4月30日にチリ共和国の首都サンティアゴにてTAO望遠鏡サイト完成記念式典を開催し、本学藤井輝夫総長やチリ・カトリック大学のSanchez学長もご出席された。
- 2018年頃から、工学系研究科の学生がチリ・カトリック大学のCenter for Biomedical Imaging (CIB)への訪問を重ね、医療画像についての研究に取り組んできた。当該学生の発表は、2020年の国際会議URSI-GASSIにおいて学生優秀発表コンテスト(Student paper competition)にて最終選考の6名に残り、当日の発表内容の審査を経て2位に選ばれた。さらに電気学会でもA賞に選ばれた。
- チリ・カトリック大学から工学系研究科に受け入れた学生が、本学においてMRIの実験とデータ解析を実施した。本学のMRI測定技術と、チリ・カトリック大学が有する機械学習を用いた画像解析技術を融合させ、がんの転移診断のために投与される医療用磁性粒子を追跡する新しい手法の開発に取り組んだ。この成果は、2020年にIF=18(当時)の人工知能系の論文誌に掲載された(G.Della Maggiora et al. IEEE Transactions on Pattern Analysis and Machine Intelligence, 2020.)。
- 2022年3月に工学部4年生がチリへ渡航し、チリ・カトリック大学の有する画像処理技術の知見を活かし、磁気共鳴イメージング(MRI)の解剖学的画像から脳内の導電率マップを生成する手法の開発に取り組んだ。
- 2022年11月にバイオエンジニアリング専攻のカブラル准教授と工学系研究科伏見特任助教がチリを訪問し、ハイブリッドワークショップを開催した。数名の教員が日本からオンラインで参加した。
- 2022年11月には、チリ南部のプエルト・バラスにて、第4回日本チリ学術フォーラムを実施し、文理の多くの研究者と学生が交流した。
- 2024年2月から3月にかけて、総合文化研究科にてチリ・カトリック大学からNicolas Somma教授を招聘して国際共同ワークショップ「UTokyo LAINACの10年、そしてその先へ / Ten Years of UTokyo LAINAC and Beyond」を駒場と京都にて実施した。駒場でのセッションには、東文研の園田茂人教授と中島隆博教授、そして理学系研究科の河野孝太郎教授も参加した。

【学生交流】

- 2022年11月 第4回日本チリ学術フォーラムがチリのプエルト・バラスで開催され、東京大学の文理双方の学生が参加し研究成果報告をおこなった。
- 2022年3月、理学系研究科附属天文学教育研究センターの大学院生1名と宮田隆志教授がRolando Dünner先生を訪問した。
- 2024年1月～2月、チリ・カトリック大学の学生2名を理学系研究科附属天文学教育研究センターに受け入れて、TAO望遠鏡用高分散分光観測装置TARdYS(タルディス)の共同開発を進めた。
- 2024年4月29日、チリ・カトリック大学サンホアキンキャンパスにて天文学のワークショップを開催した。チリや日本の天文学の研究者や学生、約70名が参加した。本学理学系研究科附属天文学教育研究センターの大学院生3名も本ワークショップに参加して、うち1名が発表を行なった。さらに、TAO望遠鏡用高分散分光観測装置TARdYS(タルディス)の共同開発を進めている実験室を訪問し、学生交流を行なった。

全学交換留学による授業料を不徴収とした外国人留学生及び派遣した学生の交流実績(学期)

	2019/20	2020/21	2021/22	2022/23	2023/24
派遣	0	0	0	1	0
受入	5	0	0	5	2

5. 更新後の交流計画

継続した共同研究の実施により研究者の交流を推進する。定期的に開催されている日本チリ学術フォーラムを2025年度に日本にて実施する計画である。
理学系研究科においては、引き続き望遠鏡の運用や観測に向けた装置開発などの技術面での協力を継続しながら、研究教育交流を深化していく予定である。

6. 更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)

各部局での承認予定日

総合文化研究科： 2024年9月19日(予定)
理学系研究科： 2024年9月11日(予定)
工学系研究科： 2024年9月(予定)
東洋文化研究所： 2024年9月(予定)

7.実施責任体制	
責任者 真船 文隆(総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 和田 毅(大学院総合文化研究科・教授)、河野孝太郎(大学院理学系研究科・教授)、 額定 其芳(東洋文化研究所・准教授)、関野 正樹(大学院工学系研究科・教授)	
8.相手側の対応組織	
責任者 Professor Lilian Ferrer Lagunas, Vice President for International Affairs (担当部局長): Javiera Alarcón Laserna 幹事教職員: Head of International Agreements and Assessment, Office of the Vice President for International Affairs	
9.資金計画	
独立行政法人日本学生支援機構留学生交流支援制度による奨学金、科学研究費補助金(国際先導研究、特別推進研究)、国立天文台受託研究費等を活用する。	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2013年10月 担当部局: グローバル教育センター (最終更新年: 2023 年)
<input type="checkbox"/> 無	
11.その他特記事項	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	織田 佐由子
Email :	jirco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

**MEMORANDUM ON EXTENSION OF
THE AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
THE PONTIFICIA UNIVERSIDAD CATÓLICA DE CHILE**

The University of Tokyo (Japan) and Pontificia Universidad Católica de Chile (Chile) (hereinafter referred to as the “parties”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, hereby extend the Agreement on Academic Exchange concluded on October 30, 2013.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and administrative staff and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties. The details regarding each activity will be stipulated by the parties in a separate agreement.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. The parties are aware that acts of sexual violence, including sexual harassment, violence and gender discrimination, are contrary to the principles and guidelines of Pontificia Universidad Católica de Chile published and available at

<https://secretariageneral.uc.cl/documento/violencia-sexual-violencia-y-discriminacion-de-genero>.

The parties agree that this clause is essential within the agreement, and its breach provides grounds for the enforcement of the rules and procedures prescribed by the Pontificia Universidad Católica de Chile for such purposes. For the University of Tokyo the relevant regulations and guidelines of its own institution shall be applicable for such purposes.

Article 5. This Agreement is valid for five (5) years, effective from October 30th, 2023. The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party.

Article 6. No party will have the right to use the name or logo of another party without that party's prior written consent and other conditions attached to such consent.

Article 7. During the validity of this Agreement, each party shall respect the other party's internal proceedings and policies regarding Intellectual Property issues.

Article 8. This Agreement is created in duplicate in English, each of the duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

Pontificia Universidad Católica de Chile

FUJII Teruo
President
/ / 2024

IGNACIO SÁNCHEZ DÍAZ
President
/ / 2024

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2024/7/30

担当部局: 人文社会系研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ローマ大学「ラ・サピエンツァ」	
	英語	"Sapienza" University of Rome	
	当該国語 ※任意	Sapienza Universita Di Roma	
地域/国名	ヨーロッパ	イタリア	
設立年	1303	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.uniroma1.it/en/pagina/about-us		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	11学部57学科、48図書館、19博物美術館、教員職員数7,156、学生数122,143(2022-2023年)		
相手国内における大学(機関)としての評価	ポローニャ大学やパドヴァ大学などともにイタリアを代表する総合大学のひとつ。人文学の分野では、とくに、考古学、古典古代文学、イタリア文学、ロマンス系諸言語などに秀でる。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学協定		
協定名(英語):	THE GENERAL AGREEMENT OF CULTURAL AND SCIENTIFIC COOPERATION BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO (JAPAN) AND "SAPIENZA" UNIVERSITY OF ROME (ITALY)		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	総合文化研究科		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:			
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
相互に関心を有する分野(人文学、社会学、工学など)			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期:[学部生/大学院生])	

<p>3.更新理由</p> <p>5年ごとの更新期間にあたり双方で交流の継続を希望するため更新を行う。本協定の更新については、相手機関側の幹事教員であるマティルデ・マストランジェロ教授(日本文学専攻)と折衝をした。これまでの相手機関側の協定書の書式により、全学協定の附属協約として部局覚書を締結するかたちで更新を続けてきたが、今回より全学協定のみ更新する。相手機関とは2017年より、全学学生交流覚書を締結しているが、ローマという古典古代以来の首都に位置した大学との全学学術交流協定は、本学にとっても、裨益するところ少なくはないと予想される。とりわけ、人文社会系研究科に関する部分では、イタリア文学、ロマンス系言語文学、美術史、考古学、歴史学等の分野で、多くの学ぶべきことが残されていると思われる。</p>
<p>4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)</p> <p>相手機関側では、マティルデ・マストランジェロ教授およびステファノ・ロマニョーリ准教授、ルーカ・ミラーズ准教授が交流の中心で、東京大学の図書を利用して、日本近現代文学研究を継続的に進めている。2022年10月から2023年3月まで総合文化研究科村松真理子教授がローマ大学客員教授として研究活動を行い、2024年3月には東京大学ソム・ヴェスヴィアーナ発掘調査プロジェクトに関しローマ大学東洋学部国際考古学科(リーチャ・ロマーナ教授)主催の講演会を行った。2024年5月25日に本学本郷キャンパス内開催された国際シンポジウム「東京からローマへ」には、ロマニョーリ准教授が参加し、積極的な意見交換を発表者で行った。学生交流に関しては、2007年にAIKOMプログラムとして総合文化研究科が協定を結び、全学USTEPに継承されている。人文社会研究科の土肥秀行准教授は2024年10月にローマ大共催国際シンポジウム『アジアにおけるダンテ』に参加予定。</p>
<p>5. 今後の交流計画</p> <p>相手機関側からは、引き続き日本語・日本文学の分野における交流が進められるほか、日本史、中国文学、仏教学、東洋哲学における新たな交流が拡大する可能性がある。(「更新理由の記載内容」をこちらに転記してください: マストランジェロ教授はご自分の専門に関する分野においては、1) 文学研究の方法(「いかに出展・材源を発見し、保存するか」、「いかに翻訳するか」等の問題も含めて)、2) 外国語の教育・学習の仕方、3) 「古典文学」の概念、などの点で意見交換・情報収集を希望している。)本学からは、相手機関における資料収集および情報交換、講演等を進めてゆきたい。東京およびローマにおいてシンポジウムを開催し、教授や大学院生らの参加を募り、文学研究の方法を比較検討してゆくことが考えられている。</p>
<p>6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)</p> <p>2024年9月 関係部局内の会議にて付議・承認 2024年10月 調印</p>
<p>7.実施責任体制</p> <p>責任者 納富 信留(人文社会系研究科長、教授) (担当部局長): 幹事教職員: 土肥 秀行(人文社会系研究科欧米系文化研究専攻 准教授) 村松 真理子(総合文化研究科地域文化研究専攻 教授)</p>
<p>8.相手側の対応組織</p> <p>責任者 ステファノ・アスペルティ(文哲学部長、教授) (担当部局長): 幹事教職員: マティルデ・マストランジェロ(文哲学部、東洋研究学科、教授)</p>

9.資金計画

ローマ大学「ラ・サピエンツァ」は大学運営費の一定額を国際交流に割り当て、研究者の在外研究を支援している。また、国際交流基金を活用する場合もあった。
本学側については日本学術振興会の科学研究費等の外部資金を利用しており、今後も同様の方針である。

10.同一校(機関)との交流の有無

- 有
- | | |
|----------------|-------------------|
| 協定の種類: 全学覚書 | 担当部局: グローバル教育センター |
| 締結年月: 2017年11月 | (最終更新年: 2022 年) |
| 協定の種類: 部局覚書 | 担当部局: 人文社会系研究科 |
| 締結年月: 2009年11月 | (最終更新年: 2019 年) |
- 無

11.その他特記事項

1999年締結以降、全学協定に加え部局覚書(付属協約)を更新してきたが、今回の更新では本学の標準に準じたフォーマットで学術交流協定のみを更新(部局間覚書(付属協約)は終結)する。
2017年にグローバル教育センターが担当となり全学学生交流覚書が締結され、学生交流が実施されている。その実態に合わせて今回の更新より学生交流を交流項目に含むこととした。

本件担当部局事務

部局名:	人文社会系研究科
部署名:	学生支援チーム
担当者名:	泉、平野
Email:	gakusei@lu-tokyo.ac.jp

THE GENERAL AGREEMENT OF CULTURAL AND
SCIENTIFIC COOPERATION
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO (JAPAN)
AND
“SAPIENZA” UNIVERSITY OF ROME (ITALY)

The University of Tokyo (Japan) and “Sapienza” University of Rome (Italy)(hereinafter referred to as the “parties”), in accordance with the Agreement on Academic Exchange concluded between the parties (hereinafter referred to as the “Agreement”) dated 30 April 1999, agree to extend the Agreement with the following amendments.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty members and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement remains effective for a period of five years from 31 May 2024. The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of the duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

“Sapienza” University of Rome

Prof. FUJII Teruo
President

ANTONELLA POLIMENI
Rector

__ / __ / 20__

__ / __ / 20__

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2024/08/28

担当部局：工学系研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	サンパウロ大学	
	英語	University of São Paulo	
	当該国語 ※任意	Universidade de São Paulo	
地域/国名	中南米	ブラジル	
設立年	1934	年設立	
設置形態	公立		
URL	https://www5.usp.br/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	サンパウロ大学大学はサンパウロにあるメインキャンパスの他、7つのキャンパスを有している。工、総合文化、看護、建築、薬、法、経済、教育、人文、医、獣医、歯学等の学部及び研究所により構成されている。 学生数は97,300名。教員数は5,383名、スタッフ数は13,368名。		
相手国内における大学(機関)としての評価	ブラジル最大の規模を誇り、多くの優れた人材を輩出している。ブラジルのみならずラテンアメリカ諸国全体でも最高水準の大学と評されている。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.更新理由			
研究交流および学生交流を継続し、今後より一層の連携を強化を図るため			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
全学協定	関係部局：新領域創成科学研究科、総合文化研究科		
	協定名(日)：		
	協定名(英)： AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND THE UNIVERSIDADE DE SÃO PAULO		
交流分野			
相互に興味のある分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類：	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年)： 人(学期) [学部生/大学院生]	

4.これまでの交流実績、成果等

【工学系研究科および新領域創成科学研究科】2016年より日本－ブラジル共同で船舶海洋工学に関する授業を、夏学期、秋学期にそれぞれ一コマ15週実施しており、東京大学とサンパウロ大学が主要なメンバーとなっている。

サンパウロ大学出身のRodolfo

Gonçalves博士が2016年から特任研究員、2020年より工学系研究科助教として新領域創成科学研究科および工学系研究科で研究活動を行っている。

コロナ前には毎年のようにサンパウロ大学の教員が東京大学に滞在して共同研究を実施し、また複数の学生が毎年数か月滞在して研究活動に参加していた。

直近では、サンパウロ大学で指導的立場にあり、温室ガス革新研究センターの国際部長で著名な研究者であるKazuo Nishimoto教授が新領域創成科学研究科に9か月滞在する予定で来日されている。

【総合文化研究科】サンパウロ大学社会学学科のAngela

Alonso教授と総合文化研究科の和田毅教授は、2017年からラテンアメリカの民衆抗議行動に関する共同研究に従事している。2017年にペルーのリマで開催されたラテンアメリカ研究学会 (Latin American Studies

Association) 年次大会におけるパネルや、2020年にアメリカのテュレーン大学で開催されたワークショップを共同で企画運営した。2024年にはその成果を書籍として刊行し、コロンビアのボゴタで開催されたラテンアメリカ研究学会にてBook Presentationを行ったが、Alonso教授はその際のコメンテーターを勤めている。

【全学交換留学】2019年度から2023年度までの相手機関との全学学生交流覚書に基づく実績としては、23年度に本学より1名の派遣実績がある。

5. 更新後の交流計画

今後も両大学間の交流と協力をさらに強化し、研究者交流および学生交流を継続していく

6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)

8月文案調整

9月文案精査

9月18日工学系研究科承認予定

9月19日総合文化研究科承認予定

9月25日新領域創成科学研究科承認予定

10月調印

7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)

責任者: 工学系研究科研究科長 加藤 泰浩教授

幹事教員: 工学系研究科システム創成学専攻 鈴木 英之教授

新領域創成科学研究科 海洋技術環境学専攻 平林紳一郎准教授

総合文化研究科 地域文化研究専攻 和田毅教授

8.相手側の対応組織(担当教員名等)

責任者: Prof. Dr. Carlos Gilberto Carlotti Junior, Rector

幹事教員: Prof. Kazuo Nishimoto, Department of Naval Architecture and Ocean Engineering

9.資金計画

研究交流については、各教員の研究費等を利用。

10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2013/11/01
	担当部局: グローバル教育センター (最終更新年: 2018 年)
<input type="checkbox"/> 無	
11.その他特記事項	
12.部局事務担当	
部局名:	工学系研究科国際推進課
係名:	国際交流チーム
Email:	oice-jimu.t@gs.mail.u-tokyo.ac.jp



**AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
THE UNIVERSIDADE DE SÃO PAULO**

The University of Tokyo, Japan and the Universidade de São Paulo, Brazil (hereinafter referred to as the “parties”), in the firm conviction that academic exchange between the parties will promote academic research and other activities, hereby conclude the following Agreement.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and administrative staff and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties. The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is valid for **five years effective from 11th November 2023** (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of the duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

Universidade de São Paulo

Prof. Dr. FUJII Teruo
President

Prof. Dr. Carlos Gilberto Carlotti Junior
Rector

Prof. Dr. Paulo Alberto Nussenzeig
Provost for Research and Innovation

Date:

Date:

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日: 2024/8/7

担当部局: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	北京大学	
	英語	Peking University	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	アジア	中国	
設立年	1898	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://english.pku.edu.cn/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数:5学部 学生数:約46,000人 教員数:約3,400人 研究所/センター:45		
相手国内における大学(機関)としての評価	中国でもっとも歴史のある総合大学であり、中国を代表する研究教育機関として、高い評価を受けている。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学協定		
協定名(英語):	AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND PEKING UNIVERSITY		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	人文社会系研究科		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
相互に必要とする分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流	<input type="radio"/>	その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(学期:[大学院生])	

3.更新理由
両大学の関係は年を追うごとに強固になっている。双方の関係強化は、両大学にとってのみならず、国交回復50年を越えた両国関係の更なる発展にとって有益であり、したがって、東アジア地域の平和と安定にも裨益する。とりわけ、中国のグローバル・プレゼンス増大の中で、両大学が学術・文化領域において両国関係を牽引することには多大な意義があるものと言える。
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)
両大学のパートナーシップは戦略的パートナーシップ及び東アジア藝文書院を主軸として、研究者交流から学生交流、職員交流まで多様かつ活発に展開されてきた。担当部局に直接関わるものとしては戦略的パートナーシップの下でのウインター・インスティテュートがCOVID-19による中断はあったが現在も継続しており、東アジア藝文書院においては、「東アジア教養学」プログラムを共同で行って毎学期学部生を最大5名相互派遣している。その他、学術シンポジウム、大学院生の交換留学、学部生の交流(毎年のサマー・インスティテュートを始めとする各種訪問プログラムの実施)などが極めて活発に行われている。COVID-19パンデミックに見舞われた2020-2022年の間にもオンライン・ジョイント・コースやオンライン留学などを共同開催して、交流が途絶えることなく続けられたことも特筆すべきであろう。また人文社会系研究科と北京大学中文系の部局間覚書に基づく学生交流、および教員間の学術交流も、COVID-19パンデミック終息以降は順調に進められている。
5. 更新後の交流計画
東アジア藝文書院を主軸とした研究・教育交流はCOVID-19パンデミックの3年を経てようやく軌道に乗って本格化した。更新後はこれを礎として、堅調な関係強化を図っていくことが期待される。東アジアのみならず、世界的にも他に類を見ない学術交流の具体的実践例として名実共にグローバル人材を育成できるような交流を推進していきたい。
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)
総合文化研究科:2024年9月 部局承認予定 人文社会系研究科:2024年9月 部局承認予定
7.実施責任体制
責 任 者 真船 文隆 (大学院総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 石井 剛 (大学院総合文化研究科・教授) 鈴木 将久 (人文社会系研究科・教授)
4.相手側の対応組織(担当教員名等)
責 任 者 崔喆 CUI, Zhe(国際合作部 副部長) (担当部局長): 幹事教職員: 陸驕 Ms LU, Jiao (国際合作部 プロジェクトスタッフ)
9.資金計画
東京大学基金、文科省補助金、科研費、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金など

10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2012年12月 担当部局: グローバル教育センター (最終更新年: 2022 年)
<input type="checkbox"/> 無	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2015年3月 担当部局: 国際戦略企画室 (最終更新年: 2020 年)
	協定の種類: 全学覚書 締結年月: 2020年3月 担当部局: 教養学部 (最終更新年: 年)
	協定の種類: 部局協定 締結年月: 2005年3月 担当部局: 法学政治学研究科 (最終更新年: 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2005年3月 担当部局: 法学政治学研究科 (最終更新年: 2019 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2006年8月 担当部局: 総合文化研究科 (最終更新年: 2021 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2007年12月 担当部局: 教育学研究科 (最終更新年: 2022 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2013年3月 担当部局: 公共政策大学院 (最終更新年: 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2015年2月 担当部局: 法学政治学研究科 (最終更新年: 2020 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2018年8月 担当部局: 地震研究所 (最終更新年: 2023 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2019年6月 担当部局: 人文社会系研究科 (最終更新年: 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2019年9月 担当部局: 人文社会系研究科 (最終更新年: 年)
	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2023年12月 担当部局: 情報理工学系研究科 (最終更新年: 年)
11.その他特記事項	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	織田 佐由子
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp

**MEMORANDUM ON EXTENSION OF
AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
PEKING UNIVERSITY**

The University of Tokyo and Peking University (hereinafter referred to as the “parties”), in accordance with the provisions of the Agreement on Academic Exchange concluded between the parties on 25 March 1985 (hereinafter referred to as the “Agreement”), agree to extend the Agreement.

Article 1. The parties agree to implement exchanges and other activities in areas of academic research of mutual interest through the following.

- (1) Exchange of faculty and administrative staff and researchers.
- (2) Exchange of students.
- (3) Conducting collaborative research.
- (4) Holding joint lectures and symposia.
- (5) Exchange of academic information and materials.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

Article 3. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of Article 1 above, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 4. This Agreement is effective for five years from 17 December 2023 (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party.

Article 5. This Agreement is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby extend this Agreement by duly signing it, as of the respective dates below.

The University of Tokyo

Peking University

Prof. FUJII Teruo
President

Prof. GONG Qihuang
President

Date: _____

Date: _____

国際交流協定(覚書) 更新実績報告書

提出年月日: 2024/7/30

担当部局: 人文社会系研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	北京大学哲学系宗教学系	
	英語	Department of Philosophy and Religious Studies, Peking University	
	当該国語 ※任意	北京大学哲学系宗教学系	
地域/国名	アジア	中国	
設立年	1898	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://www.phil.pku.edu.cn/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	北京大学 学部数:5学部50学科 学生数:約34,000人 研究者数:約4,000人 哲学系宗教学系 9研究室 学生数:約600人 教員数:67人		
相手国内における大学(機関)としての評価	中国ではもっとも歴史のある大学であり、研究水準、教育水準ともに中国で最高の評価を受けている。		
その他(特色等があれば記入)	北京大学哲学系宗教学系は、中国最初の哲学系で、中国における哲学、宗教学研究のもっとも重要な拠点である。		
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	部局覚書		
協定名(英語):	MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE BETWEEN GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIOLOGY, GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO AND DEPARTMENT OF PHILOSOPHY AND RELIGIOUS STUDIES, PEKING UNIVERSITY		
協定名(英語以外):			
関係部局名:	総合文化研究科		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:			
覚書名(英語):			
覚書名(英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
哲学			

交流内容(該当するものに○)			
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	
教員・研究者交流		学術情報及び資料の交換	
職員交流		その他	→()
単位互換	○		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究			
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	○	→人数(年): 1人(学期) [学部生/大学院生]	
3.更新理由			
<p>北京大学哲学系宗教学系と大学院人文社会系研究科および総合文化研究科の研究交流により、世界的な中国哲学・宗教学研究の中心地との相互交流を進める。当面は大学院生学生の交換留学および交流活動を中心として、あわせて研究者の相互交流による研究レベルの向上と相互理解の深化をはかり、大学間交流に寄与することを目的とする。</p>			
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)			
<p>大学院人文社会系研究科および総合文化研究科と北京大学哲学系宗教学系の間における大学院学生交流は、これまでも相互の留学によって実績をあげてきた。部局間覚書によって交流を深化させる計画は、主として北京大学哲学系宗教学系の張学智教授と人文社会系研究科横手裕教授・小島毅教授・陳捷教授との間で進められた。2018年4月以降、それ以前の信頼関係を基盤としながら、具体案について協議を続け、協定の締結にいたった。2020年以降コロナの影響により本協定による学生の派遣と受入れは実施できなかったが、2024年にやっと実現できるようになり、本研究科より博士課程在学の学生を1名派遣し、9月1日入学すること予定である。また、教員間の交流も続いており、2023年12月に日本訪問中の北京大学哲学系宗教学系の教員による講演会を実施した。</p>			
5.更新後の交流計画			
<p>中国と日本の若手研究者の相互交流を通じて、より多角的な視野の形成と研究レベルの向上という教育的効果が期待される。当面は大学院学生の交換留学と交流活動を想定しているが、大学院人文社会系研究科および総合文化研究科からは中国哲学、宗教学に関心を持つ幅広い分野の大学院生を派遣し、中国における最先端の研究と教育に触れる機会を得られるようにする。また北京大学哲学系宗教学系の大学院生を受け入れることにより、東京大学の教育と研究の活性化およびグローバル化が期待される。</p>			
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)			
<p>2024年8月-9月 関係部局内会議での審議、承認 9月-10月 調印予定。</p>			
7.実施責任体制			
<p>責任者 納富 信留(人文社会系研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 陳 捷(人文社会系研究科・教授) 石井 剛(総合文化研究科・教授)</p>			

8.相手側の対応組織																																																									
責任者 程楽松(北京大学哲学系宗教学系主任・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 劉斯寒(北京大学哲学系宗教学系・教授)																																																									
9.資金計画																																																									
文科省補助金、科研費、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金など																																																									
10.同一校(機関)との交流の有無																																																									
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<table border="0"> <tr> <td>協定の種類: 全学協定</td> <td>担当部局: 総合文化研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2003年12月17日</td> <td>(最終更新年: 2018年)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 全学覚書</td> <td>担当部局: グローバル教育センター</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2012年12月14日</td> <td>(最終更新年: 2022年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 全学覚書</td> <td>担当部局: 国際戦略企画室</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2015年3月2日</td> <td>(最終更新年: 2020年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 全学覚書</td> <td>担当部局: 教養学部</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2020年3月10日</td> <td>(最終更新年: 2020年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局協定</td> <td>担当部局: 法学政治学研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2005年3月5日</td> <td>(最終更新年: 2005年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 地震研究所</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2018年8月27日</td> <td>(最終更新年: 2023年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 情報理工学系研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2023年12月4日</td> <td>(最終更新年: 2023年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 人文社会系研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2019年6月16日</td> <td>(最終更新年: 2019年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 公共政策大学院</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2013年3月29日</td> <td>(最終更新年: 2013年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 法学政治学研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2015年2月3日</td> <td>(最終更新年: 2015年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 教育学研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2007年12月17日</td> <td>(最終更新年: 2022年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 総合文化研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2006年8月21日</td> <td>(最終更新年: 2021年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 法学政治学研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2005年3月5日</td> <td>(最終更新年: 2019年)</td> </tr> </table>	協定の種類: 全学協定	担当部局: 総合文化研究科	締結年月: 2003年12月17日	(最終更新年: 2018年)	 		協定の種類: 全学覚書	担当部局: グローバル教育センター	 		締結年月: 2012年12月14日	(最終更新年: 2022年)	協定の種類: 全学覚書	担当部局: 国際戦略企画室	締結年月: 2015年3月2日	(最終更新年: 2020年)	協定の種類: 全学覚書	担当部局: 教養学部	締結年月: 2020年3月10日	(最終更新年: 2020年)	協定の種類: 部局協定	担当部局: 法学政治学研究科	締結年月: 2005年3月5日	(最終更新年: 2005年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 地震研究所	締結年月: 2018年8月27日	(最終更新年: 2023年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 情報理工学系研究科	締結年月: 2023年12月4日	(最終更新年: 2023年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 人文社会系研究科	締結年月: 2019年6月16日	(最終更新年: 2019年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 公共政策大学院	締結年月: 2013年3月29日	(最終更新年: 2013年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 法学政治学研究科	締結年月: 2015年2月3日	(最終更新年: 2015年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 教育学研究科	締結年月: 2007年12月17日	(最終更新年: 2022年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 総合文化研究科	締結年月: 2006年8月21日	(最終更新年: 2021年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 法学政治学研究科	締結年月: 2005年3月5日	(最終更新年: 2019年)
協定の種類: 全学協定	担当部局: 総合文化研究科																																																								
締結年月: 2003年12月17日	(最終更新年: 2018年)																																																								
協定の種類: 全学覚書	担当部局: グローバル教育センター																																																								
締結年月: 2012年12月14日	(最終更新年: 2022年)																																																								
協定の種類: 全学覚書	担当部局: 国際戦略企画室																																																								
締結年月: 2015年3月2日	(最終更新年: 2020年)																																																								
協定の種類: 全学覚書	担当部局: 教養学部																																																								
締結年月: 2020年3月10日	(最終更新年: 2020年)																																																								
協定の種類: 部局協定	担当部局: 法学政治学研究科																																																								
締結年月: 2005年3月5日	(最終更新年: 2005年)																																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 地震研究所																																																								
締結年月: 2018年8月27日	(最終更新年: 2023年)																																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 情報理工学系研究科																																																								
締結年月: 2023年12月4日	(最終更新年: 2023年)																																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 人文社会系研究科																																																								
締結年月: 2019年6月16日	(最終更新年: 2019年)																																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 公共政策大学院																																																								
締結年月: 2013年3月29日	(最終更新年: 2013年)																																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 法学政治学研究科																																																								
締結年月: 2015年2月3日	(最終更新年: 2015年)																																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 教育学研究科																																																								
締結年月: 2007年12月17日	(最終更新年: 2022年)																																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 総合文化研究科																																																								
締結年月: 2006年8月21日	(最終更新年: 2021年)																																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 法学政治学研究科																																																								
締結年月: 2005年3月5日	(最終更新年: 2019年)																																																								
<input type="checkbox"/> 無																																																									
11.その他特記事項																																																									
<p>これまでは全学学術交流協定に基づく部局間学生交流覚書の更新を続けてきたが、更新のタイミングにずれがある全学協定の影響を受けずに円滑な学生交流が行えるよう、今回の更新より傘協定に基づかない単独での部局覚書として更新を希望する。</p>																																																									
本件担当部局事務																																																									
部局名:	人文社会系研究科																																																								
部署名:	学生支援チーム																																																								
担当者名:	泉、平野																																																								
Email:	gakusei@l.u-tokyo.ac.jp																																																								

MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE
BETWEEN
GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIOLOGY,
GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
DEPARTMENT OF PHILOSOPHY AND RELIGIOUS STUDIES,
PEKING UNIVERSITY

The Graduate School of Humanities and Sociology, Graduate School of Arts and Sciences, the University of Tokyo (Japan) and Department of Philosophy and Religious Studies, Peking University (China) (hereinafter referred to as the “parties”), in order to agree on specific programs of Student Exchange as defined in the Agreement, hereby agree to the following.

Article 1. Students enrolling in this exchange program may not do so for more than a period of one year. This period may, upon the agreement of the parties, be extended for a period of one year maximum.

Article 2. A maximum of 1 student semester places will be exchanged between the parties in each academic year. Two exchange students enrolling for one semester of study is equivalent to one exchange student enrolling for one academic year of study. In the case that the semester place of exchange students from each party is not equal in a particular year, the parties will endeavor from the following year to ensure an equal semester place of participating students from each party. The parties shall agree in advance through discussion the exact semester place of exchange students.

Article 3. Students enrolled in this exchange program are not eligible to be awarded a degree from the host university.

Article 4. At the request of the home university, the host university shall submit to the home university a report of the academic progress of a participating student. On the basis of this report, the home university may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the host university.

Article 5. The host university of students enrolled in this exchange program shall not levy examination fees, entrance fees, or tuition fees.

Article 6. Personal expenses including travel expenses, accommodation fees, living expenses, educational materials costs and other education-related costs of students participating in this exchange program, other than as described in the preceding article, shall under no circumstances whatsoever be the responsibility of either party.

Article 7. The parties shall comply with applicable laws and regulations in the performance of the obligations under this Memorandum.

Article 8. In the case that research results impacting upon matters of intellectual property rights are expected to arise in the course of collaborative projects carried out under the terms of this Memorandum, the parties shall discuss in good faith and agree in a separate document the conditions regarding the treatment of intellectual property rights so arising, prior to the start of the collaborative project in question and in accordance with the policies of each party.

Article 9. This Memorandum remains effective for a period of five years from 18 September 2024. The term of the Memorandum may be extended upon the agreement of the parties. Either party may terminate the Memorandum during its term by giving six months advance written notice to the other party.

Article 10. This Memorandum is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Memorandum by duly signing it as of the respective dates below.

Graduate School of
Humanities and Sociology
The University of Tokyo

Department of
Philosophy and Religious Studies
Peking University

Dean NOTOMI Noburu

/ / 20

/ / 20

Graduate School of
Arts and Sciences
The University of Tokyo

Dean MAFUNE Fumitaka

/ / 20

寄附金・学術指導の受入について

2024年度

2024年9月19日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	43	特任研究員	平井 隼人	生命環境	公益財団法人 武田科学振興財団	研究等助成のため	2,000,000	
	45	教授	阿古 智子	国際社会	National Endowment for Democracy	研究等助成のため	2,710,960	
	合 計						4,710,960	
2024年度累計						80,498,795		

2024年度

2024年9月19日

	No.	受入担当者			依頼者	依頼目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
学術指導	7	教授	酒井 邦嘉	相関基礎	一般社団法人 応用脳科学コンソーシアム	学術指導のため	3,500,000	2024/04/01～2025/03/31
合 計						3,500,000		
2024年度累計						17,676,000		

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総B2号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B3号）（総B4号）
4. 各委員会報告（経B1号）（教B1号）「防災訓練」「高校生と大学生のための金曜特別講座」
5. 国際卓越研究大学の申請について
6. 令和6年度有形固定資産の実査について（経B2号）
7. 研究費使用ハンドブック（研B3号）
8. 令和6年度研究倫理セミナー（研B4号）
9. バフワーン会長寄付建物におけるタスクフォースの設置について
10. 研究費不正使用の注意喚起（研B5号）
11. その他
 - ・ホームカミングデイについて
 - ・10月17日の拡大教授会・教授会について
 - ・役職者の交代等について（総B5号）

○ 議題

1. 東京大学とデリー大学との全学学術交流協定の更新について（教B2号）
2. 東京大学大学院人文社会系研究科・大学院総合文化研究科とデリー大学文学部・社会科学部との部局間学生交流覚書の締結について（教B3号）

教授会

○ 教員人事

講	師	提	案	2件
		報	告	1件
准	教	報	告	3件
教	授	報	告	8件

計14件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会 ・ 2024 年度教育支援経費配分について (経B 1号)

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会 ・ 令和6年度教養学部卒業生数(令和6年8月31日付)について (教B 1号)

建設委員会

環境委員会

防災委員会 ・ 2024 年度防災訓練について

その他

社会連携委員会 ・ 2024 年度 A セメスター「高校生と大学生のための金曜特別講座」
について

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2024年7月18日(木) 15:03~17:41
場所 Zoom会議
出席者 230名

議題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、7月4日、7月18日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、6月25日、7月9日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総B2号)に基づき説明・報告があった。

3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料(総B3号)に基づき報告があった。

4. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B6号)に基づき報告があった。

5. 各委員会報告

- ・櫻井英治教務委員会委員長から、2024年度Sセメスター(S2ターム)追試験の実施について、資料(教B1号)に基づき報告があった。
- ・櫻井英治教務委員会委員長から、Sセメスター・S2ターム定期試験監督および成績報告等について、報告があった。

6. その他

- ・柳澤実穂研究科長補佐から、2024年夏駒場Iキャンパス節電のお願いについて説明があった。
- ・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。
- ・村上克尚准教授から、東京大学連携研究機構ヒューマニティーズセンター(HMC)公募研究募集について説明があった。
- ・研究科長から、6月21日総長対話前後の事案について説明があった。

○ 審議事項

1. 「身体性情報ネットワーク(クボタ)」寄付研究部門の概要

工藤和俊教授から、資料(研B4号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. スポーツ先端科学連携研究機構に寄付研究部門・社会連携研究部門・国立研究開発法人連携研究部門を設置する場合および同部門への寄附受入に関する申合せ(案)

工藤和俊教授から、資料(研B5号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

3. 三鷹国際学生宿舎の現状と課題について

研究科長から、資料(学B1号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

4. 次期研究科長予定者の選挙について

研究科長から、11月の教授会で次期研究科長予定者選挙が予定されていることが告知された。

遠藤貢研究科長候補者推薦委員会委員長から、9月初旬に候補者の推薦依頼が予定されていることが告知された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

講	師	提	案	1
		報	告	件
准	教	提	案	3
	授	報	告	件
教	授	提	案	1
		報	告	件
		提	案	2
		報	告	件
		提	案	2
		報	告	件
		提	案	4
		報	告	件

計 13 件

以上

議題及び資料

-
- 01 学内外情勢 総長
(資料1) 学内外情勢
-
- 02 令和6(2024)年度理事等の分担 総長
(資料2) 令和6(2024)年度理事等の分担
-
- 03 授業料関係 相原理事
*** 審議**
(資料3) 3-1:授業料について(検討状況)(部局長限り)、3-2:授業料について(説明資料)(部局長限り)
-
- 04 運営方針会議関係規則の制定等 佐藤岩夫
執行役
*** 審議**
(資料4) 4-1:運営方針会議関係規則の制定等(案)、4-2:(参考)運営方針会議検討TFにおける検討状況の概要
-
- 05 運営方針委員候補者の選出 総長
*** 審議**
(資料5) 東京大学運営方針委員候補者(案)(科所長限り)
-
- 06 東京大学業務方法書の変更等 相原理事
*** 審議**
(資料6) 6-1:業務方法書の変更等について(概要)、6-2:国立大学法人東京大学業務方法書新旧対照表、6-3:東京大学内部統制委員会規則の一部を改正する規則(案)
-
- 07 第3回東京大学債の発行方針 菅野理事
*** 審議**
(資料7) 第3回東京大学債の発行に向けて
-
- 08 東京大学名誉教授称号授与規則の一部改正 相原理事
*** 審議**
(資料8) 東京大学名誉教授称号授与規則の一部を改正する規則(案)
-
- 09 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正 相原理事
*** 審議**
(資料9) 東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則(案)
-
- 10 各部局の組織等に関する規則の改正 津田理事
*** 審議**
(資料10) 各部局の組織等に関する規則の改正(案)
-
- 11 東京大学社会連携講座等に関する規則及び東京大学国立研究開発法人連携講座等に関する規則の一部改正 齊藤理事
*** 審議**
(資料11) 11-1:東京大学社会連携講座等に関する規則の一部改正について(案)、11-2:東京大学国立研究開発法人連携講座等に関する規則の一部改正について(案)
-
- 12 College of Design企画調整室の設置 総長
*** 報告**
(資料12) College of Design企画調整室の設置について
-
- 13 連携研究機構(ライフサイエンス連携研究教育拠点、情報セキュリティ教育研究センター)の変更 齊藤理事
*** 報告**
(資料13) 連携研究機構(ライフサイエンス連携研究教育拠点、情報セキュリティ教育研究センター)の変更
-
- 14 2024年度女性教員(教授・准教授)増加のための加速プログラムの採択(女性人事加速サポート事業) 林理事
*** 報告**
(資料14) 2024年度「女性教員(教授・准教授)増加のための加速プログラム」採択部局の決定
-

議題及び資料

15	2024年度人事マネジメント支援プログラムの採択(女性人事加速サポート事業)	林理事
	* 報告 (資料15) 15-1:2024年度人事マネジメント支援プログラム採択部局について(報告)、15-2:2024年度ジェンダー・エクイティ推進オフィス(IncluDE)の事業について	
16	2024年度女性教員(助教・特任助教)増加のための加速プログラムの実施	林理事
	* 報告 (資料16) 2024年度女性教員人事加速サポート 女性教員(助教・特任助教)増加のための加速プログラム(申請要領)(学内限り)	
17	2024年度ジェンダー・エクイティ研修の実施	林理事 伊藤副学長
	* 報告 (資料17) 2024年度ジェンダー・エクイティ研修の実施について(通知)	
18	研究費使用ハンドブック	齊藤理事
	* 報告 (資料18) 研究費使用ハンドブックについて	
19	ワークショップ「RE: THINKING UTOKYO」の開催報告	津田理事
	* 報告 (資料19) 19-1: 「RE: THINKING UTOKYO」開催概要、19-2:ワークショップ「RE: THINKING UTOKYO」当日提出されたアイデア(一覧)	
20	寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等	齊藤理事
	* 報告 (資料20) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等	
21	その他	角田理事
	(1) 国における給与制度等の動向	
	(資料21) 令和6年人事院勧告・報告の概要	
	(2) 令和6年度東京大学秋季式典	津田理事
	(資料22) 令和6年度東京大学秋季式典	
	(3) 150周年記念イベント募集	津田理事
	(資料23) 2024年度・後期東京大学150周年記念イベント募集要項	
	(4) 東京大学公開講座	津田理事
	(資料24) 第138回(2024年春季)東京大学公開講座実施報告	
	(5) スマートシティ展「都市ースマートシティトウキョウ2030」の開催(日立製作所との産学協創)	津田理事
	(資料25) 都市ースマートシティトウキョウ2030	
	(6) 令和6年度研究倫理セミナーの開催	藤垣理事
	(資料26) 研究倫理セミナー	
	(7) 部局等における「FD・SD」及び学生相談ワークショップの実施	佐藤岩夫 執行役
	(資料27) 学生支援等に関する「FD・SD」の実施について(依頼)	
	(8) 令和6(2024)年度科所長会議名簿	総長
	(資料28) 研究科長・学部長・研究所長会議(科所長会議)(令和6年9月1日)	

2024年度教育支援経費配分表

(単位:円)

No	学科・部会等名	要 求 事 項 名	配分額
1	身体運動部会	身体運動・健康科学実習における授業用具(体カテスト用具)の更新	569,974
2	化学部会	マグネットホットスターラーの導入	1,605,560
3	物理部会	基礎物理学実験のための機器の整備	1,780,000
4	生物部会	サーマルサイクラー修理、純水装置修理	963,605
5	統合自然科学科	統合自然科学科の講義室のプロジェクタ、実験実習用の筋活動計測用センサーおよび統合生命科学実験にて使用する低温室冷凍機更新工事費	1,705,362
6	学際科学科	教室のプロジェクタおよびスクリーンの更新工事	682,000
7	歴史部会	授業教材用データベース使用のための契約費用	159,821
8	国文・漢文学部会	部会図書室書架の書籍落下防止用器具設置	987,624
9	国際環境学教育機構	学生実習とフィールドワーク実施に必要な機器類	762,854
10	駒場アカデミック・ライティング・センター(CAWK)	論文執筆ガイド(ウェブ教材)の開発と作成	783,200
合計			10,000,000

令和6年度教養学部卒業生数
(令和6年8月31日付)

学科・コース名	総数 33 卒業生数
教養学科	14
国際日本研究コース	14
学際科学科	19
国際環境学コース	19

国際卓越研究大学への申請について

2024.9.17

文責 真船文隆

2024年12月に公募が開始される予定の国際卓越研究大学に申請するために、本部を中心に申請の内容を検討中（7月～）

【現状認識と課題】

- ・学内の連携による新分野開拓が弱い 学部の厚い壁、新研究創出戦略の欠如
- ・新しい研究を迅速に育てる仕組みとリソースが欠如
- ・うらやましがられる研究環境を作らないといけない
- ・東大の持つ「文系領域の研究の強み」を活かしきれていない
- ・高等教育を受ける場所としての国際的なブランドになっていない

【提案】

国際卓越研究大学：25年後の東京大学の姿を示し、それに至るロードマップを描く
25年後には予算規模は約2倍 人員も増加

① 研究力強化：学術経営本部

世界の研究動向を見据えつつ、国際的に活躍できる人材の登用の仕組み
構成の国際的な多様性
雇用条件の柔軟化

② 学部改革：3+1Colleges

容易に研究分野間の融合が起こるようなシステムの構築、部局の壁を下げる
学部と大学院は現在のまま残しつつ、3 (Life, Planet(s), Human) + 1 College (Design)とい
う大きな枠組みを作る

学部：学生が所属し、学生をケアするユニット

大学院：教員が所属する

進学選択は残す

前期課程 様々な学術分野を渡り歩く

後期課程 自分の専門分野を定めていく

大学院 専門を深める

学位は学部ごとではなく、Collegeの中のプログラムごとに

講義の重なり（異なる学科で全く同じ授業が開講されている現状）を減らし、スリム化
Major、Minor とい建付けもあり

（医師、薬剤師、獣医師、法曹などの資格系は別に扱う）

これらに付随して、学部入試改革もあり得る

理科 1 類～3 類、文科 1 類～3 類 → 理科類、文科類 や Human, Life, Planet(s) 等

【今後の進め方】

現在の提案に対しては、部局長からは様々な意見が示されている

よりよいアイデアがあれば示す

10 月までには、提案内容を確定

国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2024/5/14

担当部局：人文社会系研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	デリー大学	
	英語	University of Delhi	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	アジア	インド	
設立年	1922	年設立	
設置形態	国立		
URL	http://www.du.ac.in/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	16の学部、80以上の学科とカレッジ、5つの研究所からなる名門の国立総合大学。 (文学部 商学部 教育学部 法学部 経営学部 数理学部 医学部 音楽学部 オープンラーニング学部 理学部 社会科学部 工学部など) 2023年度 正規学生 13万2435人、教員約1300名		
相手国内における大学(機関)としての評価	インドの首都に存在し各地から学生の集まる大規模大学。東南アジア・アフリカからの留学生も多く、多様性に富む。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回更新を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	全学協定		
協定名(英語):	MEMORANDUM ON EXTENSION OF AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE BETWEEN THE UNIVERSITY OF TOKYO AND UNIVERSITY OF DELHI		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	総合文化研究科		
同時更新を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			

交流分野				
相互に関心あるすべての分野				
交流内容(該当するものに○)				
学生交流	○	講義、講演、シンポジウムの実施	○	
教員・研究者交流	○	学術情報及び資料の交換	○	
職員交流	○	その他		
単位互換				→()
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:		
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:		
共同研究	○			
受入に伴う奨学金支給				
授業料相互不徴収		→人数(年):	人(学期)[学部生/大学院生]	
3.更新理由				
<p>デリー大学と本学との学生交流は1980年5月の交換留学協定の締結にまで遡る。現在の人文社会系研究科の教員の中にもこの協定で学んだ経験のあるものが複数名おり、その交流には歴史と伝統がある。一時期、交流が途絶えていたものの2016年に全学学術交流協定として再締結し、本協定および同時締結された部局間学生交流覚書に基づき学生交流などを行ってきたが、2021年、コロナ禍の中で締結期間が終了した。今回、関係部局の担当教員を再度選定しなおし、新たに総合文化研究科とも協力して新たに全学協定を更新するものである。世界におけるインドのプレゼンスが増す中、日印学術交流は今後ますます重要になってくる。今後の持続的な交流のために、東京大学インド事務所とも協力しながら、協定締結に向け、着実かつ積極的に交渉を進めた結果、ようやく協定の調印へ向けた最終段階に来ている。なお、2023年度には、東京大学体験活動プログラムで本学学生10名がデリー大学を訪問して学生交流を行った。また、JSTのさくらサイエンスプログラムに採択され、2023年12月にはデリー大学の学生10名を人文社会系研究科で受け入れるなど、コロナ後の交流活動が活発となっている。</p>				
4.これまでの交流実績、成果等(特に締結してからの交流実績を中心に御記入ください。)				
<p>2022年8月、人文社会系の准教授1名がデリー大学を訪問し、講義を行った。2022年12月には、デリー大学における日本留学イベント開催のため、デリー大学教員の協力を得た。2022年11月にはデリー大学の教授が人文社会系研究科を訪問し、特別授業を行った。2023年9月には、本学学生10名が体験活動プログラムにてデリー大学を訪問し、学生交流会などを行った。2023年12月にはJSTさくらサイエンスプログラムにて、デリー大学の学生・研究者10名を人文社会系研究科に受け入れた。</p>				
5. 更新後の交流計画				
<p>インドは南アジア文化圏の中心に位置し、3000年以上にわたる哲学(仏教を含む)や文化の伝統を持つ。近年の著しい経済発展の背後には、この悠久の思想や文化が深く根付いている。これらを学ぶことは、地球規模の様々な問題に対処するための欠かせない視点を提供し、研究・教育上の重要な成果をもたらすだろう。</p> <p>今後、様々な分野での国際的な協力が不可欠となる中で、インドとの交流は特に重要である。多様な分野での共同研究や教育プログラムを通じて、互いの知見を深め、新たなイノベーションを創出することが期待される。これにより、より広範な問題解決能力を持ち、持続可能な未来を築くためのパートナーシップを強化することができるだろう。</p>				
6.更新までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)				
2024年7月-9月	関係部局内会議に付議、承認			
2024年9月	更新			

7.実施責任体制	
責任者 (担当部局長):	納富 信留 人文社会系研究科長
幹事教職員:	人文社会系研究科 加藤 隆宏 准教授 総合文化研究科 井坂 理穂 教授
8.相手側の対応組織	
責任者 (担当部局長):	Professor Navin Kumar Panda (Department of East Asian Studies, Faculty of Social Sciences)
幹事教職員:	Professor Ranjana Mukhopadhyaya (Department of East Asian Studies, Faculty of Social Sciences)
9.資金計画	
<p>留学に要する費用として、それぞれの大学で奨学金を見つけられるよう努力する。またデリー大学からの留学生には、インド在住の日系企業による奨学金を創設するよう努力するとともに、仏教伝道協会の奨学金等、日本留学のために応募可能な制度について周知を図る。</p> <p>そのほか、短期間の交流プログラムとして、本学体験活動プログラム、JSTさくらサイエンスプログラムなどを活用する。</p>	
10.同一校(機関)との交流の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2014年12月 担当部局: 大気海洋研究所 (最終更新年: 年)
<input type="checkbox"/> 無	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2016年5月 担当部局: 人文社会系研究科・情報学環・学際情報学 (最終更新年: 年)
11.その他特記事項	
<p>※従来関係部局として参画していた情報学環の担当教員転属に伴い、新たに総合文化研究科が関係部局として参画し、引き続き国際交流協定を更新するもの。</p>	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	人文社会系研究科
部 署 名 :	学生支援チーム
担当者名 :	泉真沙子、平野由紀
Email :	gakusei@l.u-tokyo.ac.jp



University of Delhi

**MEMORANDUM ON EXTENSION OF
AGREEMENT ON ACADEMIC EXCHANGE
BETWEEN
THE UNIVERSITY OF TOKYO
AND
UNIVERSITY OF DELHI**

The University of Tokyo (Japan) and University of Delhi (India) (hereinafter referred to as the “parties”), in accordance with the provisions of the Agreement on Academic Exchange concluded on 17th of May 2016 between the parties (hereinafter referred to as the “Agreement”), agree to extend the Agreement with the following amendment.

Article 2. Actual projects to be implemented for the realization of specific exchange activities as defined in the preceding article shall be decided through discussion between individual departments of the parties.

The activities specified under the preceding paragraph shall be carried out in compliance with laws and regulations to be followed by the parties concerned.

This Agreement is valid for five years effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Agreement may be extended upon agreement by the parties. Either party may terminate the Agreement during its term by giving six months advance written notice to the other party.

The University of Tokyo

University of Delhi

President
Prof. FUJII Teruo

Registrar
Dr. Vikas Gupta

__ / __ / 20__

__ / __ / 20__

国際交流協定・覚書締結計画書

提出年月日: 2024/5/14

担当部局名: 人文社会系研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	デリー大学文学部、社会科学部	
	英語	University of Delhi, Faculty of Arts/Faculty of Social Sciences	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	アジア	インド	
設立年	1922	年設立	
設置形態	国立		
URL	http://www.du.ac.in/index.php?page=faculty-of-arts http://www.du.ac.in/index.php?page=faculty-of-social-sciences		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	Arts 文学部(5学科 学生数約1000人 研究者数 68名) (Dept. of Buddhist studies, Linguistics, Philosophy, Psychology and Sanskrit) Social Sciences社会科学部(3学科 学生数約780人 研究者数59名) (Dept. of East Asian Studies, History and Sociology) (参考:大学全体 2023年度 正規学生 13万2435人、教員約1300名)		
相手国内における大学(機関)としての評価	インドの首都に存在し各地から学生の集まる大規模大学。東南アジア・アフリカからの留学生も多く、多様性に富む。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回締結を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	部局覚書		
協定名(英語):	MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE BETWEEN GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIOLOGY, GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO AND FACULTY OF ARTS, FACULTY OF SOCIAL SCIENCES, UNIVERSITY OF DELHI		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	総合文化研究科		
同時締結を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:			
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
人文社会系			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	
教員・研究者交流		学術情報及び資料の交換	
職員交流		その他	→()
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる子位の裡	
ジョイント・ディグリー		類 取得できる子位の裡	
共同研究			
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年): 1人(2人/学期) [大学院生]	

3.締結目的および期待される成果													
<p>インド世界は南アジア文化圏の中心に存在し、3000年以上にわたる哲学(仏教を含む)や文化の伝統を持つ。近年の著しい経済発展の背後にある、悠久の思想や文化を学ぶことは、地球規模の様々な問題を考える上で欠かせない視点と研究・教育上の成果をもたらすことが期待される。また、学術の研究方法及その伝承にはインドならではの独特の方法論が存在し、留学経験を通してそれを会得することができる。さらにまた、異質な文化圏に身を置きながら学ぶ経験は、それまでの知識体系を相対化し、グローバルな思考を養うことが可能になると期待される。</p>													
4.これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)													
<p>全相手機関との学生交流については一時期、交流が途絶えていたものの2016年に全学協定を再締結し、同時締結した部局間覚書による学生交流などを行ってきたが、2021年、コロナ禍の中で締結期間が終了した。今回、関係部局の担当教員を再度選定しなおし、新たに総合文化研究科とも協力して覚書を締結するものである。世界におけるインドのプレゼンスが増す中、日印学術交流は今後ますます重要になってくる。今後の持続的な交流のために、東京大学インド事務所とも協力しながら、協定再締結に向け、着実かつ積極的に交渉を進めた結果、ようやく協定・覚書の調印へ向けた最終段階にきている。なお、2023年度には、東京大学体験活動プログラムで本学学生10名がデリー大学を訪問して学生交流などを行った。また、JSTのさくらサイエンスプログラムに採択され、2023年12月にはデリー大学の学生10名を人文社会系研究科で受け入れるなど、コロナ後の交流活動が活発となっている。</p> <p>2022年8月、人文社会系の准教授1名がデリー大学を訪問し、講義を行った。2022年12月には、デリー大学における日本留学イベント開催のため、デリー大学教員の協力を得た。2022年11月にはデリー大学の教授が人文社会系研究科を訪問し、特別授業を行った。2023年9月には、体験活動プログラムにてデリー大学を訪問し、学生交流会を行った。2023年12月にはJSTさくらサイエンスプログラムにて、デリー大学の学生・研究者10名を人文社会系研究科に受け入れた。</p>													
5.締結までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)													
2024年7月-9月	関係部局内会議に付議、承認												
2024年9月	締結												
6.実施責任体制													
責任者	納富 信留 人文社会系研究科長												
(担当部局長):													
幹事教職員:	人文社会系研究科 加藤 隆宏 准教授 総合文化研究科 井坂 理穂 教授												
7.相手側の対応組織													
責任者	Professor Navin Kumar Panda (Department of East Asian Studies, Faculty of Social Sciences)												
(担当部局長):													
幹事教職員:	Professor Ranjana Mukhopadhyaya (Department of East Asian Studies, Faculty of Social Sciences)												
8.資金計画													
<p>留学に要する費用として、それぞれの大学で奨学金を見つげられるよう努力する。またデリー大学からの留学生には、インド在住の日系企業による奨学金を創設するよう努力するとともに、仏教伝道協会の奨学金等、日本留学のために応募可能な制度について周知を図る。</p> <p>そのほか、短期間の交流プログラムとして、本学体験活動プログラム、JSTさくらサイエンスプログラムなどを活用する。</p>													
9.同一校(機関)との交流の有無													
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<table border="0"> <tr> <td>協定の種類: 全学協定</td> <td>担当部局: 人文社会系研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 1980年5月</td> <td>(最終更新年: 2016年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 人文社会系研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2016年5月</td> <td>(最終更新年: 年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 大気海洋研究所</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2014年12月</td> <td>(最終更新年: 年)</td> </tr> </table>	協定の種類: 全学協定	担当部局: 人文社会系研究科	締結年月: 1980年5月	(最終更新年: 2016年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 人文社会系研究科	締結年月: 2016年5月	(最終更新年: 年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 大気海洋研究所	締結年月: 2014年12月	(最終更新年: 年)
協定の種類: 全学協定	担当部局: 人文社会系研究科												
締結年月: 1980年5月	(最終更新年: 2016年)												
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 人文社会系研究科												
締結年月: 2016年5月	(最終更新年: 年)												
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 大気海洋研究所												
締結年月: 2014年12月	(最終更新年: 年)												
<input type="checkbox"/> 無													
10.その他特記事項													
<p>※従来の関係部局であった情報学環の担当教員が転属したため従来の相手期間との覚書を終結し、新たな関係部局として総合文化研究科を加え、新規に学生交流覚書を締結する。</p>													
部局名:	人文社会系研究科												
部署名:	学生支援チーム												
担当者名:	泉真沙子、平野由紀												
Email:	gakusei@l.u-tokyo.ac.jp												



University of Delhi

**MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE
BETWEEN
GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIOLOGY,
GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,
THE UNIVERSITY OF TOKYO**

AND

**FACULTY OF ARTS,
FACULTY OF SOCIAL SCIENCES,
UNIVERSITY OF DELHI**

The Graduate School of Humanities and Sociology, the Graduate School of Arts and Sciences, of the University of Tokyo (Japan) and Faculty of Arts, Faculty of Social Sciences, of University of Delhi (India) (hereinafter referred to as the “parties”), on the basis of the Agreement on Academic Exchange concluded between the University of Tokyo and University of Delhi and dated 17 May 2016 (hereinafter referred to as the “Agreement”), in order to agree on specific programs of Student Exchange as defined in the Agreement, hereby agree to the following.

Article 1. Students enrolling in this exchange program may not do so for more than a period of one year. This period may, upon the agreement of the parties, be extended for a period of one year maximum.

Article 2. A maximum of two student semester places will be exchanged between the parties in each academic year. Two exchange students enrolling for one semester of study is equivalent to one exchange student enrolling for one academic year of study. In the case that the semester place of exchange students from each party is not equal in a particular year, the parties will endeavor from the following year to ensure an equal semester place of participating students from each party. The parties shall agree in advance through discussion the exact semester place of exchange students.

Article 3. Students enrolled in this exchange program are not eligible to be awarded a degree from the host university.

Article 4. At the request of the home university, the host university shall submit to the home university a report of the academic progress of a participating student. On the basis of this report, the home university may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the host university.



University of Delhi

Article 5. The host university of students enrolled in this exchange program shall not levy examination fees, entrance fees, or tuition fees.

Article 6. Personal expenses including travel expenses, accommodation fees, living expenses, educational materials costs and other education-related costs of students participating in this exchange program, other than as described in the preceding article, shall under no circumstances whatsoever be the responsibility of either party.

Article 7. Each student must obtain appropriate and sufficient insurance to cover medical contingencies as well as hospitalization insurance for the period of study in the host country.

Article 8. The host university shall make efforts to ensure that the students are provided assistance in finding scholarship and adequate housing on or near the campus.

Article 9. The Department of East Asian Studies, Faculty of Social Sciences will be the department in charge of coordinating this Student Exchange program. The following departments of the University of Delhi will be participating:

- 1) Department of East Asian Studies
- 2) Buddhist Studies
- 3) Sanskrit
- 4) Philosophy
- 5) History
- 6) Sociology
- 7) Psychology
- 8) Linguistics

Article 10. The Committee constituted for the purpose of selection of the student for the exchange program will try to ensure that equitable opportunity is given to students from all the participating Departments. However, in the case that two students from a single department have been selected for two consecutive years, students from other departments will be given priority in the following year.

Article 11. This Memorandum is valid for five years effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto (hereinafter referred to as the "term"). The term of the Memorandum may be extended upon the agreement of the parties. Either party may terminate the Memorandum during its term by giving six months advance written notice to the other party. Under no circumstances will the term of this Memorandum exceed the term of the Agreement.

Article 12. This Memorandum is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original. In the case of any inconsistency between the provisions of this Memorandum and the Agreement, the provisions of the Agreement shall take precedence.



University of Delhi

The parties hereby establish this Memorandum by duly signing it as of the respective dates below.

The University of Tokyo
Graduate School of
Humanities and Sociology

NOTOMI Noburu
Dean

__ / __ / 20__

The University of Tokyo
Graduate School of
Arts and Sciences

MAFUNE Fumitaka
Dean

__ / __ / 20__

University of Delhi

Dr. Vikas Gupta
Registrar

__ / __ / 20__